

○建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料一覧(法第 35 条)

<島田市>

市長が定める機関が交付した適合証を添付する場合（事前審査有り）

申請の区分			評価方法	手数料の額(単位:円)		申請単位
				新規認定	変更認定	
一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)			性能基準・仕様基準	5,000	3,000	戸
(一戸建ての住宅以外の住宅) ※1 右欄の額を合算	住戸部分の申請に係る戸数 (区分単位:戸)	1戸	性能基準・仕様基準	5,000	3,000	件
		2戸以上～5戸以下		10,000	6,000	
		6戸以上～10戸以下		17,000	10,000	
		11戸以上		29,000	17,000	
	共用部分 ※2 (区分単位:m <sup>2</sup> )		標準入力法	10,000	6,000	
	住戸部分及び共用部分以外の部分 (区分単位:m <sup>2</sup> )	300 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法 モデル建物法	10,000	6,000	
300 m <sup>2</sup> 超		17,000		10,000		
その他の建築物の床面積の合計 (区分単位:m <sup>2</sup> )		300 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法 モデル建物法	10,000	6,000	件
		300 超		17,000	10,000	

- ※1 各区分のうち該当部分がない場合(0 m<sup>2</sup>)は、当該区分の額を加算する必要はありません。
- ※2 住宅部分の申請において共用部分がある場合に、該当部分を申請から除外することは出来ません。
- ※3 使用基準/モデル建物法は、住戸全体/非住宅(既存部分を含む)を当該基準で評価する場合にのみ適用可能です。

## その他の場合（事前審査無し）

申請の区分			評価方法	手数料の額（単位：円）		申請単位
				新規認定	変更認定	
一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)			性能基準	37,000	19,000	戸
			仕様基準	18,000	9,000	
（一戸建ての住宅以外の住宅 右欄を額を合算※1）	住戸部分の 申請に係る戸数 (区分単位：戸)	1戸	性能基準	37,000	19,000	件
		2戸以上～5戸以下		75,000	38,000	
		6戸以上～10戸以下		106,000	55,000	
		11戸以上		150,000	78,000	
		1戸	仕様基準	18,000	9,000	
		2戸以上～5戸以下		35,000	18,000	
		6戸以上～10戸以下		51,000	27,000	
		11戸以上		75,000	40,000	
	共用部分 ※2 (区分単位：㎡)		標準入力法	118,000	60,000	
	住戸部分及び共用 部分以外の部分 (区分単位：㎡)	300㎡以内	標準入力法 主要室入力法	246,000	124,000	
			モデル建物法	94,000	48,000	
		300㎡超	標準入力法 主要室入力法	309,000	156,000	
			モデル建物法	120,000	61,000	
	その他の建築物の 床面積の合計 (区分単位：㎡)	300㎡以内	標準入力法 主要室入力法	246,000	124,000	
モデル建物法			94,000	48,000		
300㎡超		標準入力法 主要室入力法	309,000	156,000		
		モデル建物法	120,000	61,000		

- ※1 各区分のうち該当部分がない場合（0㎡）は、当該区分の額を加算する必要はありません。
- ※2 住宅部分の申請において共用部分がある場合に、該当部分を申請から除外することは出来ません。
- ※3 使用基準/モデル建物法は、住戸全体/非住宅（既存部分を含む）を当該基準で評価する場合にのみ適用可能です。